

郵便局株式会社法案要綱

1 総則

(1) 会社の目的

郵便局株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(第1条関係)

(2) 定義等

定義、商号の使用制限について所要の規定を設けるものとする。

(第2条、第3条関係)

2 業務等

(1) 業務の範囲等

会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

イ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

ロ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

会社は、の業務のほか、その目的を達成するため、次の業務を営むことができるものとする。

イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ イのほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

会社は、及びの業務のほか、及びの業務の遂行に支障のない範囲内で、及びの業務以外の業務を営むことができるものとする。

会社は、ロの業務及びこれに附帯する業務並びにの業務を営もうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないものとするほか所要の規定を設けるものとする。

(第4条関係)

(2) 郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないものとする。

(第5条関係)

(3) 地域貢献業務計画

会社は、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする地域貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第6条関係)

(4) 監督

会社は、新株等を引き受ける者の募集、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならないものとし、総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする等会社の監督規定について所要の規定を設けるものとする。

(第8条-第11条、第13条、第14条関係)

(5) その他

一般担保、財務諸表、財務大臣との協議について所要の規定を設けるものとする。

(第 7 条、第 12 条、第 15 条関係)

3 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第 16 条-第 21 条関係)

4 附則

この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)